

津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金交付要綱

新	旧
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 県立障害福祉施設利用者 県立障害福祉施設に入所している者をいう。<u>ただし、三浦しらとり園については、障害者支援施設(経過的障害者支援施設を除く。)</u>に入所している者に限る。 (4) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(交付条件) 第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。 (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合は、<u>速</u>やかに知事の承認を得なければならない。ただし、補助事業ごとに20%以内の減額変更の場合については、この限りではない。 (2)～(7) 略</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第176号様式)により、<u>速</u>やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 2 (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 県立障害福祉施設利用者 県立障害福祉施設に入所している者をいう。 (4) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(交付条件) 第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。 (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合は、<u>すみ</u>やかに知事の承認を得なければならない。ただし、補助事業ごとに20%以内の減額変更の場合については、この限りではない。 (2)～(7) 略</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第16号様式)により、<u>すみ</u>やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 2 (略)</p>

(財産の処分の制限)

第13条 規則第17条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 機械及び重要な器具類で取得価格が一件50万円以上のもの 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数

(書類の整備等)

第14条 (略)

(届出事項)

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1)・(2) (略)

(雑則)

第16条 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第18条の2第1項及び同条第2項に定める期日までの間は、別表1中「共同生活援助サービス費(Ⅰ)」は「共同生活援助サービス費(Ⅰ)若しくは個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(1)」と、「日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)」は「日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)(1)若しくは個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)(1)」と読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年○月○日から施行する。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第17条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 機械及び重要な器具類で取得価格が一件50万円以上のもの 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数

(書類の整備等)

第14条 (略)

(届出事項)

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1)・(2) (略)

(雑則)

第16条 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第18条の2第1項及び同条第2項に定める期日までの間は、別表1中「共同生活援助サービス費(Ⅰ)」は「共同生活援助サービス費(Ⅰ)若しくは個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(1)」と、「日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)」は「日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)(1)若しくは個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)(1)」と読み替える。

別表1（第3条、第4条関係）

1の補助要件

- ・ 補助事業者は、事業完了の日から2年を経過した日後、当該日の属する月の末日までに障害者グループホーム設置促進事業費補助事業利用者在籍状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これより早く利用者が当該グループホームとの利用契約を終了した場合は、利用契約終了後速やかに提出するものとする。

3の補助要件

- ・ 事業者は、算定基準に定める職員として都道府県、政令指定都市及び中核市の長に届け出ていない常勤職員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月16日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二2（3）に規定された常勤職員をいう。）（以下「追加職員」という。）を、延べ69.5時間/月以上、当該グループホームに配置しなければならない。

3の補助基準額

利用者一人当たり 1,550千円/年

ただし、事業期間に1月未満の端数が生じたときは、日割りによって計算する。

4の補助要件

- ・ 事業者は、追加職員を、延べ69.5時間/月以上、当該グループホームに配置しなければならない。

4の補助基準額

利用者一人当たり 1,550千円/年

ただし、事業期間に1月未満の端数が生じたときは、日割りによって計算する。

別表1（第3条、第4条関係）

1の補助要件

- ・ 補助事業者は、事業完了の日から2年を経過した日後、当該日の属する月の末日までに障害者グループホーム設置促進事業費補助事業利用者在籍状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これより早く利用者がグループホームを退居した場合は、退去後すみやかに提出するものとする。

3の補助要件

- ・ 事業者は、算定基準に定める職員として都道府県、政令指定都市及び中核市の長に届け出ていない常勤職員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月16日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二2（3）に規定された常勤職員をいう。以下「追加職員」という。）を、69.5時間/月以上、当該グループホームに配置しなければならない。

3の補助基準額

利用者一人当たり 1,550千円/年

ただし、事業が1月未満の端数が生じたときは、日割りによって計算する。

4の補助要件

- ・ 事業者は、常勤職員を、69.5時間/月以上、当該グループホームに配置しなければならない。

4の補助基準額

利用者一人当たり 1,550千円/年

ただし、事業が1月未満の端数が生じたときは、日割りによって計算する。

<p>別表2（第5条、第10条、第11条関係）</p> <p>1の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他知事が必要と認める書類 <p>1の実績報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者グループホーム設置促進事業利用者在籍状況報告書（第14号様式） <p>2の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者グループホームバックアップ推進事業実施同意書（第6号様式） ・ その他知事が必要と認める書類 <p>2の実績報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者グループホームバックアップ推進事業利用者在籍状況報告書（第15号様式） ・ 障害者グループホームバックアップ推進事業実績内容報告書（第16号様式） <p>3の状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金（実施状況・実施結果）報告に伴う追加配置職員<u>の配置状況</u>（第11号様式） <p>4の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業計画追加配置職員<u>の配置状況</u>（第7号様式） <p>4の状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金（実施状況・実施結果）報告に伴う追加配置職員<u>の配置状況</u>（第11号様式） 	<p>別表2（第5条、第10条、第11条関係）</p> <p>1の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他知事が必要と認める書類 <p>1の実績報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者グループホーム設置促進事業費補助事業利用者在籍状況報告書（第15号様式） <p>2の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者グループホームバックアップ推進事業実施同意書（第6号様式） ・ その他知事が必要と認める書類 <p>2の実績報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者グループホームバックアップ推進事業利用者在籍状況報告書（第14号様式） <p>3の状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金（実施状況・実施結果）報告に伴う追加配置職員<u>状況</u>（第11号様式） <p>4の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業計画追加配置職員<u>の配置状況</u>（第7号様式） <p>4の状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金（実施状況・実施結果）報告に伴う追加配置職員<u>状況</u>（第11号様式）
--	--

年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金申請額内訳書

1 補助事業名

2 内容 (単位:円)

補助対象経費 支出予定額 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D

補助基本額 (CとDのいずれか 少ない額) E	補助所要額 (千円未満切捨て) F

(注) 本文中の「1 補助事業名」には、要綱第3条に規定する補助事業（障害者グループホーム設置促進事業、障害者グループホームバックアップ推進事業、障害者グループホーム生活支援員加配事業、県立障害福祉施設利用者移行促進事業）のいずれかを記載し、それぞれ別葉に作成すること。

年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金申請額内訳書

1 補助事業名

2 内容 (単位:円)

補助対象経費 実支出額 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D

補助基本額 (CとDのいずれか 少ない額) E	補助所要額 (千円未満切捨て) F

(注) 本文中の「1 補助事業名」には、要綱第3条に規定する補助事業（障害者グループホーム設置促進事業、障害者グループホームバックアップ推進事業、障害者グループホーム生活支援員加配事業、県立障害福祉施設利用者移行促進事業）のいずれかを記載し、それぞれ別葉に作成すること。

年 月 日

年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金精算書

1 補助事業名

2 精算内容

（単位：円）

補助対象経費 実支出額	寄附金その 他の収入額	差 引 額 (A-B)	補助基準額	補助基本額 (CとDのいずれ か少ない額)
A	B	C	D	E

補助所要額 (千円未満切捨 て)	既 交 付 決 定 額	既 受 入 済 額	精 算 額 (F-H)
F	G	H	I

（注）本文中の「1 補助事業名」には、要綱第3条に規定する補助事業（障害者グループホーム設置促進事業、障害者グループホームバックアップ推進事業、障害者グループホーム生活支援員加配事業、県立障害福祉施設利用者移行促進事業）のいずれかを記載し、それぞれ別業に作成すること。

年 月 日

年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金精算書

1 補助事業名

2 精算内容

（単位：円）

補助対象経費 実支出額	寄附金その 他の収入額	差 引 額 (A-B)	補助基準額	補助基本額 (CとDのいずれ か少ない額)
A	B	C	D	E

補助所要額 (千円未満切捨 て)	既 交 付 決 定 額	既 受 入 済 額	精 算 額 (F-H)
F	G	H	I

（注）本文中の「1 補助事業名」には、要綱第3条に規定する補助事業（障害者グループホーム設置促進事業、障害者グループホームバックアップ推進事業、障害者グループホーム生活支援員加配事業、県立障害福祉施設利用者移行促進事業）のいずれかを記載し、それぞれ別業に作成すること。

年 月 日

神奈川県知事 殿

法人住所
法人名
法人代表者 印

年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

- 1 補助事業名
- 2 収入支出決算書（見込書）抄本
- 3 添付書類

（注）本文中の「1 補助事業名」には、要綱第 3 条に規定する補助事業（障害者グループホーム設置促進事業、障害者グループホームバックアップ推進事業、障害者グループホーム生活支援員加配事業、県立障害福祉施設利用者移行促進事業）のいずれかを記載し、それぞれ別葉に作成すること。

年 月 日

神奈川県知事 殿

法人住所
法人名
法人代表者 印

年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

- 1 補助事業名
- 2 津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業実施結果報告書（第 13 号様式）
- 3 津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金精算書（第 10 号様式）
- 4 収入支出決算書（見込書）抄本
- 5 添付書類

（注）本文中の「1 補助事業名」には、要綱第 3 条に規定する補助事業（障害者グループホーム設置促進事業、障害者グループホームバックアップ推進事業、障害者グループホーム生活支援員加配事業、県立障害福祉施設利用者移行促進事業）のいずれかを記載し、それぞれ別葉に作成すること。

年 月 日

年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業実施結果報告書

1 補助事業名	
2 事業所名	
3 事業実施結果	○利用者氏名 ○入居期間
事業の着手日	年 月 日
事業の完了日	年 月 日

- (注) 1 本文中の「1 補助事業名」には、要綱第3条に規定する補助事業（障害者グループホーム設置促進事業、障害者グループホームバックアップ推進事業、障害者グループホーム生活支援員加配事業、県立障害福祉施設利用者移行促進事業）のいずれかを記載し、それぞれ別葉に作成すること。
- 2 本文中の「3 事業実施結果」には、利用者氏名及び入居期間を記載すること。

年 月 日

年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業実施結果報告書

1 補助事業名	
2 事業所名	
3 事業実施結果	○利用者氏名 ○入居期間
事業の着手日	年 月 日
事業の完了日	年 月 日

- (注) 1 本文中の「1 補助事業名」には、要綱第3条に規定する補助事業（障害者グループホーム設置促進事業、障害者グループホームバックアップ推進事業、障害者グループホーム生活支援員加配事業、県立障害福祉施設利用者移行促進事業）のいずれかを記載し、それぞれ別葉に作成すること。
- 2 本文中の「3 事業実施結果」には、利用者氏名及び入居期間を記載すること。

年 月 日

神奈川県知事 殿

法人住所
 法人名
 法人代表者名 印

年度障害者グループホームバックアップ推進事業利用者在籍状況報告書

年 月 日付で交付決定を受けた 年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金に係る障害者グループホームバックアップ推進事業について、当該事業の終了時点におけるグループホームの利用者在籍状況を次のとおり報告します。

事業所名	
利用者氏名	
入居年月日	年 月 日
事業終了時点（年 月 日）の在籍状況	在籍中
	利用契約終了
	利用契約終了の場合 利用契約終了日： 年 月 日
	利用契約終了理由： 1 死亡 2 入院 3 その他
※ 利用契約終了理由について、2 及び 3 はその状況を記載してください。	

年 月 日

神奈川県知事 殿

法人住所
 法人名
 法人代表者名 印

年度障害者グループホームバックアップ推進事業利用者在籍状況報告書

年 月 日付で交付決定を受けた 年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金に係る障害者グループホームバックアップ推進事業について、当該事業の終了時点におけるグループホームの利用者在籍状況を次のとおり報告します。

事業所名	
利用者氏名	
入居年月日	年 月 日
事業終了時点（年 月 日）の在籍状況	在籍中
	退居
	退居の場合 退居日： 年 月 日
	退居理由： 1 死亡 2 入院 3 その他
※ 退居理由について、2 及び 3 はその状況を記載してください。	

年 月 日

年度障害者グループホームバックアップ推進事業実績内容報告書

1 バックアップ体制

2 バックアップ実績

年 月 日

神奈川県知事 殿

法人住所
法人名
法人代表者 印

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 補助事業名
- 2 補助金の額の確定額 金 円
- 3 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

(注) 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。
(3で「無」を選択の場合は以下不要)

- 4 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

(4で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

- 5 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 6 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 7 補助金返還相当額（6から5の額を差し引いた額） 金 円

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。
3 本文中の「1 補助事業名」には、要綱第3条に規定する補助事業（障害者グループホーム設置促進事業、障害者グループホームバックアップ推進事業、障害者グループホーム生活支援員加配事業、県立障害福祉施設利用者移行促進事業）のいずれかを記載し、それぞれ別葉に作成すること。

年 月 日

神奈川県知事 殿

法人住所
法人名
法人代表者 印

年度津消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 補助事業名
- 2 補助金の額の確定額 金 円
- 3 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

(注) 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。
(3で「無」を選択の場合は以下不要)

- 4 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

(4で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

- 5 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 6 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 7 補助金返還相当額（6から5の額を差し引いた額） 金 円

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。
3 本文中の「1 補助事業名」には、要綱第3条に規定する補助事業（障害者グループホーム設置促進事業、障害者グループホームバックアップ推進事業、障害者グループホーム生活支援員加配事業、県立障害福祉施設利用者移行促進事業）のいずれかを記載し、それぞれ別葉に作成すること。

